

第36回河津桜まつり出店者にお願いです 出店申込者は1営業につき1件の申請で！

河津町の河津桜まつり露店等営業管理条例にもありますが、平成23年8月1日より施行された「静岡県暴力団排除条例」により、祭りなどのイベント等において、暴力団等及び暴力団員等と密接な関係を有する者は、露店を出店することが禁じられています。土地や出店場所の又貸しをしないようお願いしておりますが、素性のよくわからない業者と賃貸借契約を結ばないようにくれぐれもお願いします。

1営業分の露店申請の際、食品衛生法許可証の写し、露天商許可証の写し、食品衛生責任者を証明する書類の写しが必要となります。同じ軒下で数軒の業者が営業しないよう、必ず1営業につき1件の申請をしてください。また、出店図面には排水経路、給水も追加してご記入下さい。ご記入されていない申請書は受け付けられませんので十分に確認して提出してください。

※1店舗とは売上収支が1つであること。1店舗内での共同営業は、収支が別の場合2店舗扱いとなります。

河津桜まつり実行委員会

各 位

河津桜まつり実行委員会
出店対策部会長 板垣秀隆

河津桜まつり実行委員会賛助会加入のご案内

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、「第36回河津桜まつり」の開催期間は、令和8年2月7日(土)～3月8日(日)となります。河津桜まつり期間中の出店希望者は「河津町河津桜まつり露店等営業管理条例」により、河津町役場に営業届を提出することが決められております。また、営業届には「賛助会加入証」が必要となります。賛助会加入証は河津桜まつり実行委員会（事務局：（一社）河津町観光協会）にて賛助会費の納付及び手続きをすると発行されます。賛助会加入には下記の必要書類を期限までにすべてご提出ください。

また、今年の申込みから短期の出店がなく、新規扱いとなります。新規の出店者は看板、スタッフベストの代金を別途徴収させていただきます。尚、まつり終了後、名札は実行委員会（河津町観光協会）でお預かりさせていただきます。

お花見客の方々に喜んで頂けるよう、出店者の皆様におかれましては良心的な営業を心がけて下さいます様宜しくお願い申し上げます。※看板は各自で大切に保管してください。

記

出店申込期間 **令和7年10月14日(火)～令和8年1月15日(木)**

※ 申込期間経過後は如何なる理由も受付不可 期日厳守の事

※ **令和7年12月31日(水)～令和8年1月4日(日)は手続き不可**

※ 手続きは年末年始以外の9時～17時にお願いします。

申請者全員

- ① 河津桜まつり実行委員会賛助会加入申込書
- ② 誓約書（河津桜まつり賛助会員出店誓約書・JAS法誓約書の両面）
- ③ 感染症対策に関する確約書
- ④ 賛助会費 ※金額については裏面「賛助会費」基準表で要確認
- ⑤ **図面添付**
- ⑥ **食品衛生法許可証の写し・露店商許可証・食品衛生責任を証明する書類の写し**

新規申請者

看板(5,500円)、スタッフベスト(1枚2,500円)代金

※紛失等で必要な方は申請時に代金と併せてお申込み下さい。

役場へ申請

河津桜まつり実行委員会発行の賛助会加入証、役場提出書類一式

※書類に不備があった場合、認印が必要となります。

- ・警察の指導により、従業員の氏名・生年月日が不明で記入がない場合は、出店が取り消されることがあります。
- ・各店舗の従業員全員（アルバイトを含む）実行委員会配布の名札を付けること。
- ・河津桜まつり期間中、**各店舗及び駐車場の立ち入り検査を実施**します。

申請内容と異なる場合は**追加金を徴収**する場合があります。

<連絡先>

河津桜まつり実行委員会 事務局 （一社）河津町観光協会

〒413-0512 静岡県賀茂郡河津町笹原 72-12 TEL0558-32-0290

「賛助会費」基準表

＜露店等出店者＞

注意：1会計ごとと追加されました。

「適用基準」 1 1場所に1店舗1会計ごとの出店とする。

2 出店面積の規模を算定基礎とする。

3 町外者とは、河津町に住所を有しない者をいう。

4 河津町外に本店の住所がある法人で、河津町内に支店または営業所があり

申請の際には河津町役場町民生活課で「所在証明書」を添付することを条件とし、

且つ河津町観光協会及び河津町商工会に加盟している場合は町内者扱いとする。

(円)

出店区分	出 店 規 模 内 容	賛助会費	
		町内者	町外者
A	面積10㎡未満のもの	40,000	60,000
B	面積10㎡以上20㎡未満のもの	80,000	120,000
C	面積20㎡以上30㎡未満のもの	120,000	180,000
D	面積30㎡以上のもの	160,000	240,000
E	自所有地において露店設営をせず小規模(1㎡未満)なもの	10,000	

※車上販売の面積の算定は、上記区分により適用する(申請書類として車検証写しが必要)

2 ＜駐車場営業者＞

「適用基準」 1 大型バス専用による収容力(F～G)

2 一般乗用車専用による収容力(H～K)

3 併用の場合、大型バスと一般乗用車の収容力に応じ、各区分を加算。

4 町外者とは、河津町に住所を有しない者、主たる事業所を有しない法人等をいう。

(円)

駐車場区分	収 容 力 の 規 模 内 容	賛助会費	
		町内者	町外者
F	大型バス専用収容力：1ヶ所 10台以上	80,000	120,000
G	大型バス専用収容力：1ヶ所 10台未満	50,000	75,000
H	一般乗用車専用収容力:1ヶ所 6～10台以内	20,000	30,000
I	一般乗用車専用収容力:1ヶ所 11台～30台	35,000	52,500
J	一般乗用車専用収容力:1ヶ所 31台以上	50,000	75,000
K	一般乗用車専用収容力:自所有地において 1～5台	10,000	

露店、駐車場等の出店場所は、各自でお探してください。

河津桜まつり実行委員会賛助会規約

(目的)

第1条 この規約は、河津桜まつり実行委員会（以下「委員会」という。）が「河津町河津桜まつり露店営業管理条例」（以下「町条例」という。）に基づき、賛助会を組織し、河津桜まつりの健全な運営を図ることを目的に必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 賛助会は、前条の目的達成のため、次の事業に関し、河津桜まつり実行委員会に協力するものとする。

- (1) 河津桜まつりの誘客宣伝に関すること。
- (2) 清掃及び環境保持に関すること。
- (3) 健全な露店営業管理を行うこと。
- (4) 来遊客の安全、防犯に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成のため必要なこと。

(会員資格)

第3条 会員は、町条例を遵守し、賛助会規約に賛同する者とする。

- 2 町条例の（罰則）第 10 条に該当し、又は「河津町河津桜まつり健全運営に対する誓約書」に違反した者は会員資格を失うものとする。

(加入・審査)

第4条 賛助会に加入しようとする者は、賛助会加入申込書（様式第 1 号）を事務局に提出し、審査を経て、加入するものとする。

(賛助会費)

第5条 会員は、河津桜まつりの健全な運営を図るため、「別表 1」に定める賛助会費を納めるものとする。

- 2 賛助会費は単年度会費とし、年度毎に改定することができる。

(賛助会加入証の交付)

第6条 委員会は、前条の賛助会費を納めた者に、賛助会加入証（様式第 2 号）を交付する。

- 2 賛助会加入証の有効期間は、出店申込受理日から 1 年間とする。

(賛助会費の返納)

第7条 会員は、賛助会費の払い込みの後、町条例第 5 条に定める届出済証の交付を受けられなかった場合、その旨を速やかに事務局へ届出るものとし、委員会は賛助会加入証と引き換えに賛助会費を返納するものとする。ただし、上記第 3 条 2 項によった場合はこの限りでない。

(賛助会費の使途)

第 8 条 賛助会費は、河津桜まつりの環境対策費用等にあてるものとする。

(出店条件)

第 9 条 会員は、出店者名の看板掲示と商品又は買い物袋に販売責任者・住所・電話番号等、連絡先のわかるラベルを添付するものとする。

- 2 会員は、委員会の交付する賛助会会員表示を店頭等の見やすい場所に掲出するものとする。

(規約外の規定)

第 10 条 この規約に定めのない事項については、河津桜まつり実行委員会委員長が別に定める。

飲食店営業(露店) 許可が必要な食品・不要な食品

許可が必要な食品	許可を要しない食品
酒類	べっこう焼
やきとり	かるめ焼
フライ類	あめ細工
お好み焼	綿菓子
焼きそば	焼きいも
中華そば類	炒り豆
金つば	爆弾あられ
たい焼	ゆで栗
今川焼	甘栗等極めて単純な加工販売を行なう食品
ホットドッグ	甘酒、いかの煮付けの販売
アメリカンドッグ	もろこし
フランクフルト	あめ類
クレープ	りんごあめ
きりたんぽ	いちごあめ
ポテトフライ	山いも
フレンチドッグ	七味とうがらし
五平もち	はっかパイプ
焼饅頭	バナナチョコ
ミニカステラ	ニッキ
じゃがバター	ほうづき
スピン	おもちゃ
揚げあられ	魚介類乾製品の加熱試食一するめ、乾物
たこ焼	
おでん	
いか焼(テッポウ焼)	
大学いも	
だんご類	
揚げいも	

* 県例規309露店の運用についてより抜粋

★その他の食品の取り扱いにつきましては 賀茂保健所衛生業務課 TEL0558-24-2057へ